

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式  
**一般社団法人日本ろう者柔道協会** スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

参考URL：<https://www.jfd.or.jp/jdja/about>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期計画についてはまだ示せていない。今後、理事会にて中長期計画を具体的に協議し、2022年度末までにウェブサイトで公表をする見込みである。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	今後、理事会にて組織運営の強化に関する計画を協議し、2022年度末までにウェブサイトで公表をする見込みである。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度から当協会ウェブサイトで決算報告、収支予算表等をホームページで公開している。 参考URL：<a href="https://www.jfd.or.jp/jdja/katsudo/zaimu">https://www.jfd.or.jp/jdja/katsudo/zaimu</a></li> <li>・中長期的な財源の確保について、会員の拡大をはじめ、支援企業の獲得なども含めた計画を策定する</li> </ul>	財務諸表（予算・決算）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会の役員は5名（理事3名、監事2名）で構成をしているが、役員は全て外部団体から派遣をしており、団体の運営が落ち着くまでは現体制で進め、選手OB、きこえるNFや当事者等で運営ができるように運営基盤を強化する。2021年度末現在役員内に女性がいないので、次回の役員改選である2023年度総会において、女性役員の比率を上げるよう、団体を運営していく人材を確保・育成する。	役員一覧

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は評議員会を設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	選手数が6名(選手会員)とまだ少なく、アスリート委員会を設置していないが、2025年夏季デフリンピック競技大会(2025年開催)代表選考までに委員会が設置できるよう、理事会及び強化委員会で検討を行う。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当協会の役員は5名で構成をしている(理事3名、監事2名)。監事はいずれも弁護士の資格を有しており、法的観点も含め協会の運営に関し、適正な意見を頂いている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	当協会は2019年に発足したばかりであり、次回の役員改選である2024年度総会までに、就任時の理事の年齢について理事会等で引き続き検討していきたい。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	当協会は2019年に発足したばかりであり、当面は理事の任期についての問題は生じないが、再任回数の上限については今後3年間を目処に、引き続き検討をしていきたい。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、各種委員会の設置については、今後3年間を目処に引き続き検討していきたい。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理・懲戒規程、反社会勢力対応規程等を整備している	倫理・懲戒規程 反社会勢力対応規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	会費規程、謝金・旅費に関する規程を整備している	会費規程 謝金規程 旅費規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	反社会勢力対応規程、内部通報に関する規定を整備している	内部通報制度に関する規程・日ろ柔 コンプライアンスホットライン
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金規程、旅費規程を整備している。原則として法人の役職員は無報酬である。	謝金規程 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	当協会は2019年に発足したばかりであり、現在のところ整備はしていないが、今後3年間を目処に検討していきたい。	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	当協会は2019年に発足したばかりであり、現在のところ整備はしていないが、今後3年間を目処に検討していきたい。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化委員会規程、強化選手規程を整備している 選考内容の透明性をめざし、選手選考規程の整備を行った。 また、規程作成には全日本柔道連盟の知見も反映させたものとなっている。	強化指定選手規程 強化事業委員会規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、現在のところ整備はしていないが、公益財団法人全日本柔道連盟の支援を受けながら、今後3年間を目処に検討していきたい。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	内部通報制度に関する規程を整備し、日ろ柔 コンプライアンスホットライン 受付窓口を設置している。	内部通報制度に関する規程・日ろ柔 コンプライアンスホットライン
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、各種委員会の設置については、今後3年間を目処に検討していきたい。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、各種委員会の設置及び有識者の配置については、今後3年間を目処に検討していきたい。なお、監事には弁護士2名を配置している。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、各種教育については今後3年間で委員会設置・役員体制整備などと合わせて実施を検討したい。それまではスポーツ庁やJPCが実施する研修に積極的に参加する。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、各種教育については今後3年間で委員会設置・役員体制整備などと合わせて実施を検討したい。それまではスポーツ庁やJPCが実施する研修に積極的に参加する。全日本柔道連盟の支援を受けながら、実施を検討したい。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、審判員は不在である。各種教育については今後3年間で委員会設置・役員体制整備などと合わせて実施を検討したい。それまではスポーツ庁やJPCが実施する研修に積極的に参加する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、今後3年間で各種専門家のサポートが受けられる体制を構築する。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当団体内で複数の者で会計チェックを行い、監事による監査を受けている。また、収支予算書、収支決算書、正味財産増減計算書を当協会ホームページにて公表をしている。	財務諸表（予算・決算）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金マニュアルに沿って適正に会計処理をしている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会の組織運営に関わるさまざまな情報を（役員、定款、各種規定、財政、事業計画など）を当協会ホームページで公表をしている。	一般社団法人日本ろう者柔道協会 Webサイト <a href="https://www.jfd.or.jp/jdja/">https://www.jfd.or.jp/jdja/</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	世界ろう者柔道選手権大会及び夏季デフリンピックに向け、選考基準を全柔連や強化委員会内で検討、策定した。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当協会のWebサイトで公開をしている。 <a href="https://www.jfd.or.jp/jdja/about/governance">https://www.jfd.or.jp/jdja/about/governance</a>	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、現在のところ規程等での整備はしていないが、今後3年間を目処に検討していきたい。なお、透明性・公平性の高い団体を目指しており、役員は外部団体から派遣をしているため、利益相反は適切に管理されている状態と考えている。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	当協会は2019年に発足したばかりであり、現在のところ整備はしていないが、今後3年間を目処に検討していきたい。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	コンプライアンス規程にて、「日ろ柔コンプライアンスホットライン」を設置した	内部通報制度に関する規程・日ろ柔 コンプライアンスホットライン

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会の監事2名は弁護士であるため、当面はこの2名での対応を考えている。	内部通報制度に関する規程・日ろ柔 コンプライアンスホットライン
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理・懲戒規程・反社会勢力対応規程にて整備している。	倫理・懲戒規程 反社会勢力対応規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・懲戒規程第6条にて、下記の通り定めている。 理事長は、疑われる事案について本協会では処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。 2 懲戒委員会の委員は本協会の役員又は学識経験者で構成し、5名以上とする。 3 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。	倫理・懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当協会の定款第52条に「自動応諾条項」を盛り込んでいる	定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	毎年度、定期総会にて選手たちに説明を行った	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	今後3年間を目処に整備していきたい。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	内部通報制度に関する規定及び反社会勢力対応規定を整備し、法曹関係者である監事に報告され、監事が内容を精査の上、関係者と協議し必要に応じて特別対策チームを設けて対応することとしている。	内部通報制度に関する規程 反社会勢力対応規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会は2019年に発足したばかりであり、現在のところ整備はしていないが、今後3年間を目処に検討していきたい。 また、整備に向け具体的な構成についても合わせて検討する。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	